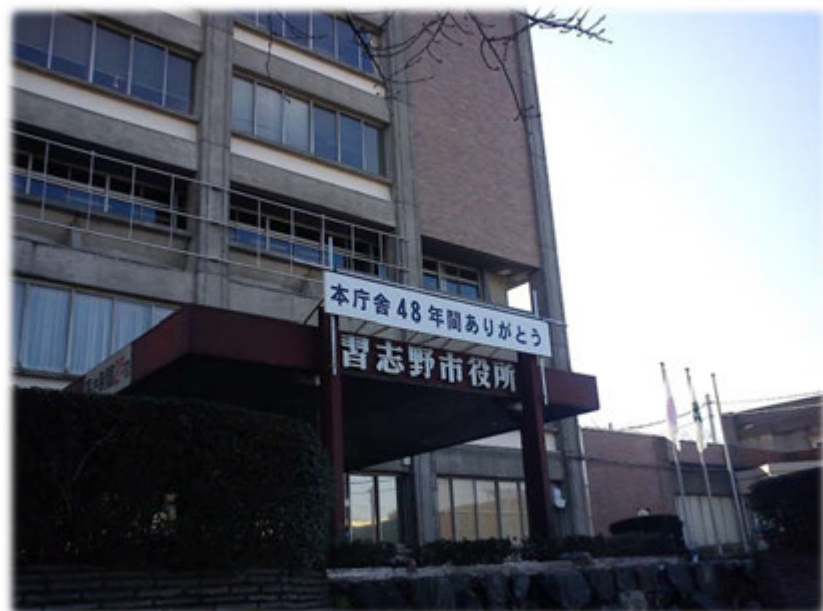


「習志野市公共施設再生計画」

—ふじみ野未来政策研究会（スクラムinふじみ野）—

H25.12.19



習志野市
財政部 資産管理室
資産管理課

岡田 直晃

これまでの取組

■ 平成15～16年度 《財政課》

- 庁内で公共施設老朽化問題がクローズアップ
- 庁内横断的に簡易的（試作）施設白書を作成

■ 平成17年度 《行政改革担当》

- 第3次行政改革大綱に基づく実施計画において「施設白書作成」及び「公共施設改善計画策定」を位置付け
- 集中改革プランへ移行

■ 平成19年度 《財政課》

- 庁内横断的組織である「施設白書策定委員会」を設置
- 先進事例の研究を実施し、公共施設白書の取りまとめに着手。

■ 平成20年度 《経営改革推進室》

- 公共施設の実態を、網羅的に把握した「公共施設マネジメント白書」を完成。建物情報のみならず、利用情報、コスト情報までとりまとめ、わかりやすく見えるかしたことが全国で注目。

これまでの取組

■ 平成21～22年度 《経営改革推進室》

- 白書から判明した老朽化の実態に対する、具体的な改善策の研究、検討のため、第三者機関「公共施設再生計画検討専門協議会」を設置。
- “3・11”により被災。同月24日に専門協議会から提言書が提出。

■ 平成23年度 《経営改革推進室》

- 災害復旧のため作業が中断。新庁舎建設計画及び仮庁舎移転作業へ。
- 市議会に「公共施設調査特別委員会」設置

■ 平成24年度 《資産管理課:機構改革により新設》

- 遅れること1年、5月に「公共施設再生計画基本方針」を策定。
- 任期付職員（専従）採用
- 「公共施設再生計画データ編」作成（白書更新）

■ 平成25年度 《資産管理課》

- 内閣府「特定地域再生計画推進事業」実施
- 「公共施設再生計画」策定（年度末）



1962 (昭和37)

1963 (昭和38)
習志野市庁舎



1964 (昭和39)

1966 (昭和41)
市民会館



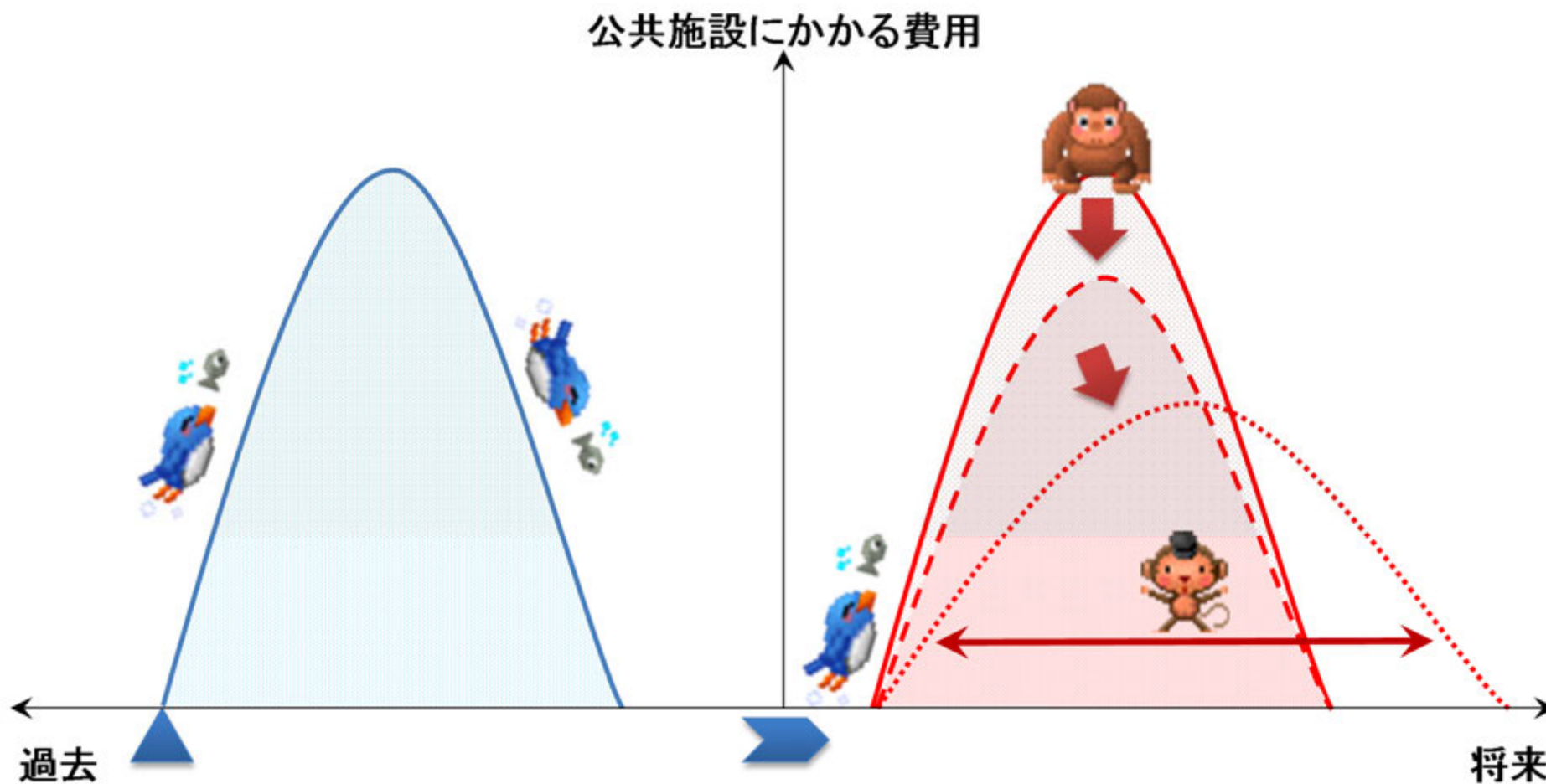
1972 (昭和47)

1974 (昭和49)
習志野高校



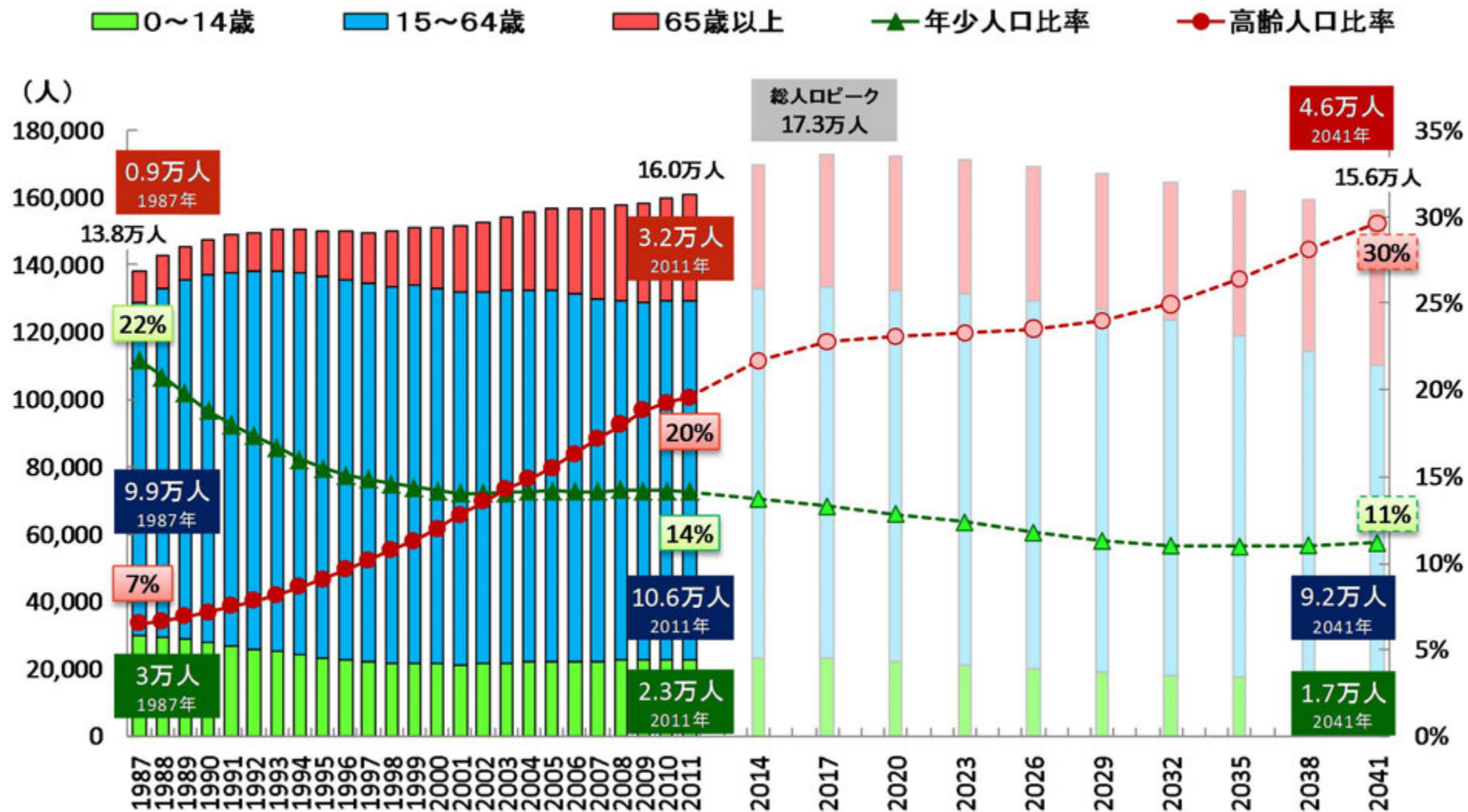
時がたてば老朽化が進む。建替えが必要。

公共施設の更新サイクル

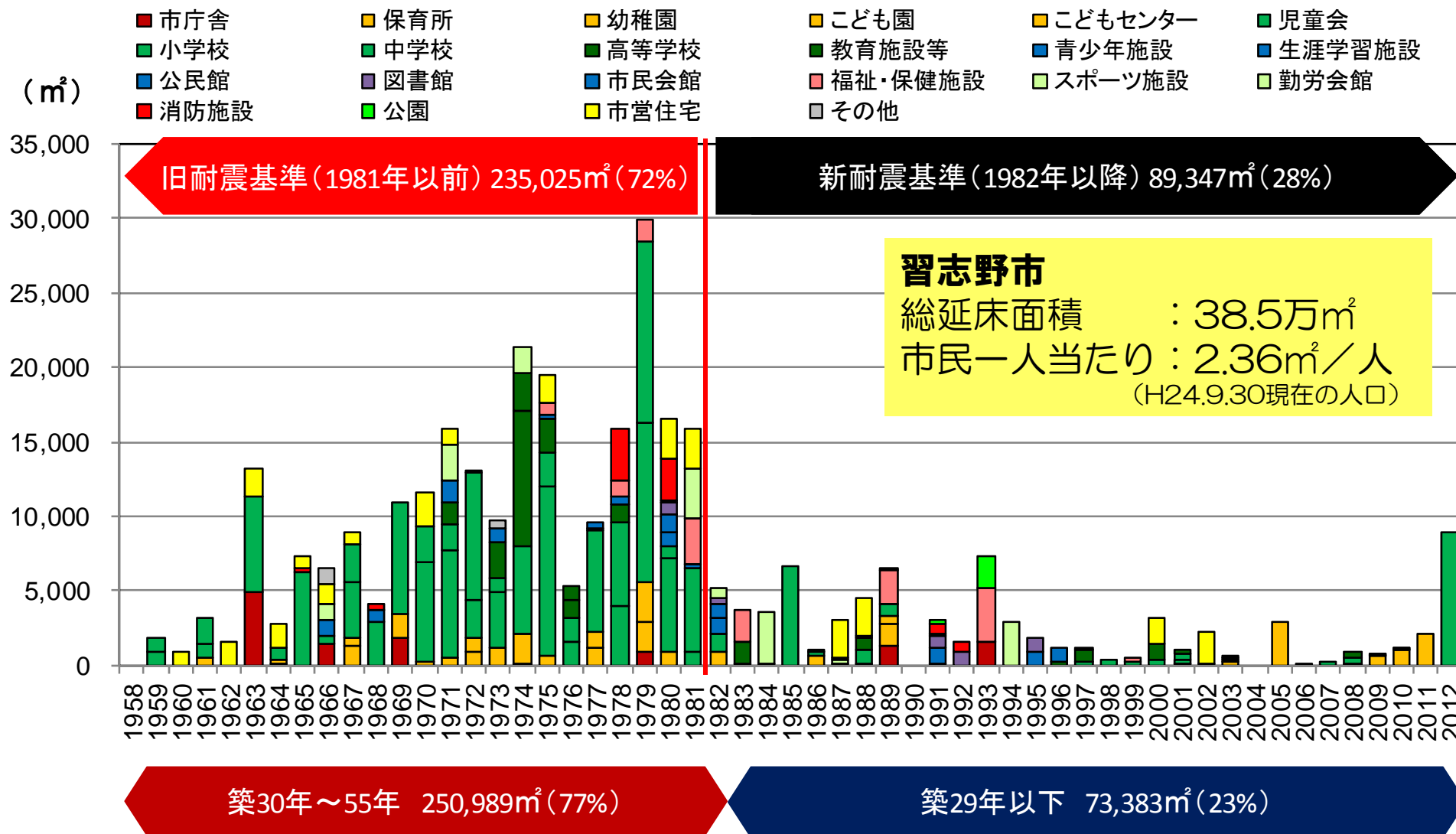


対策三本柱
総量圧縮・財源確保・長寿命化

人口構成の変化

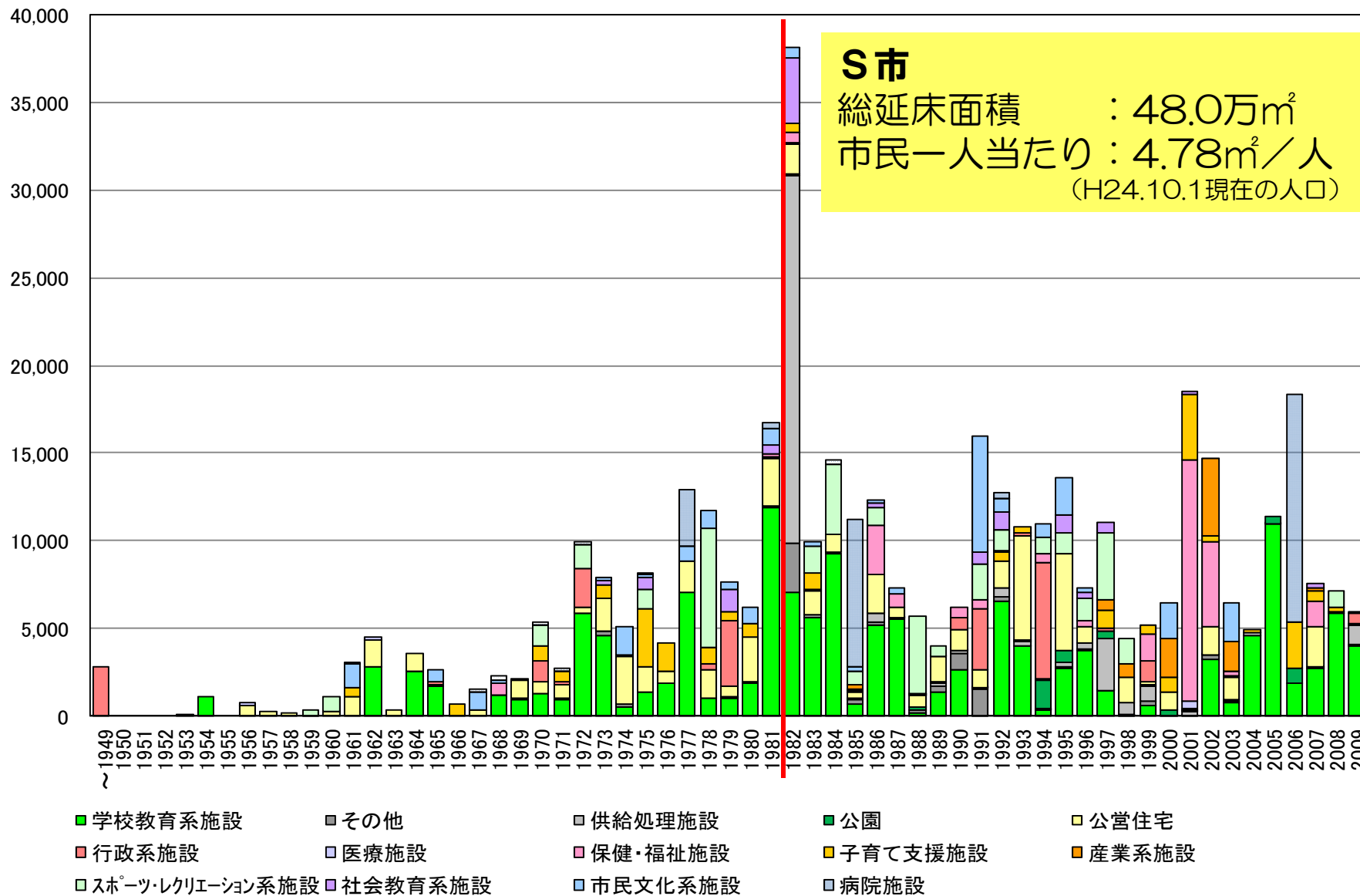


習志野市の現状

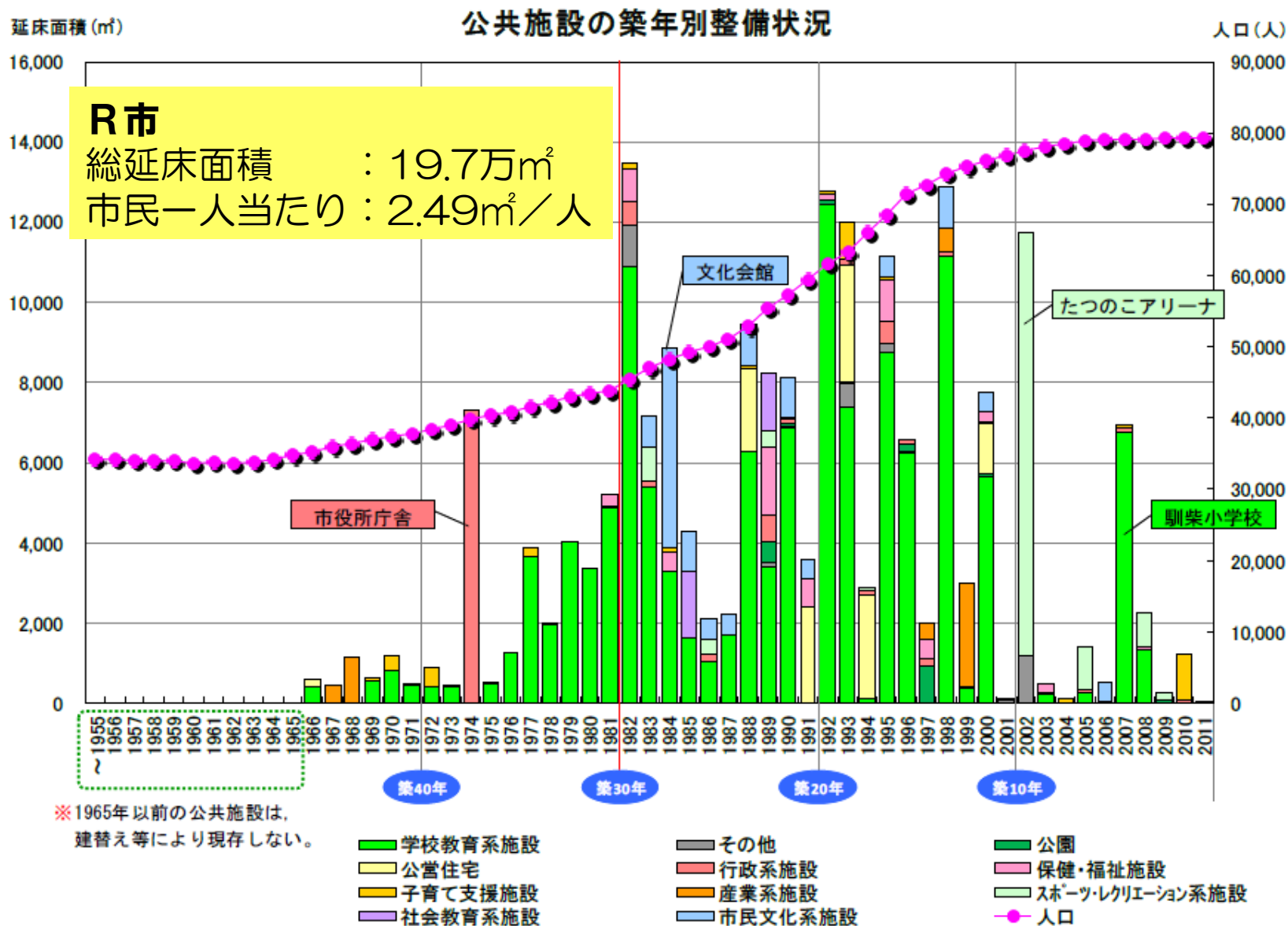


平成24年10月現在。対象外とは、クリーンセンター、リサイクルプラザ、自転車等駐車場等を指す。

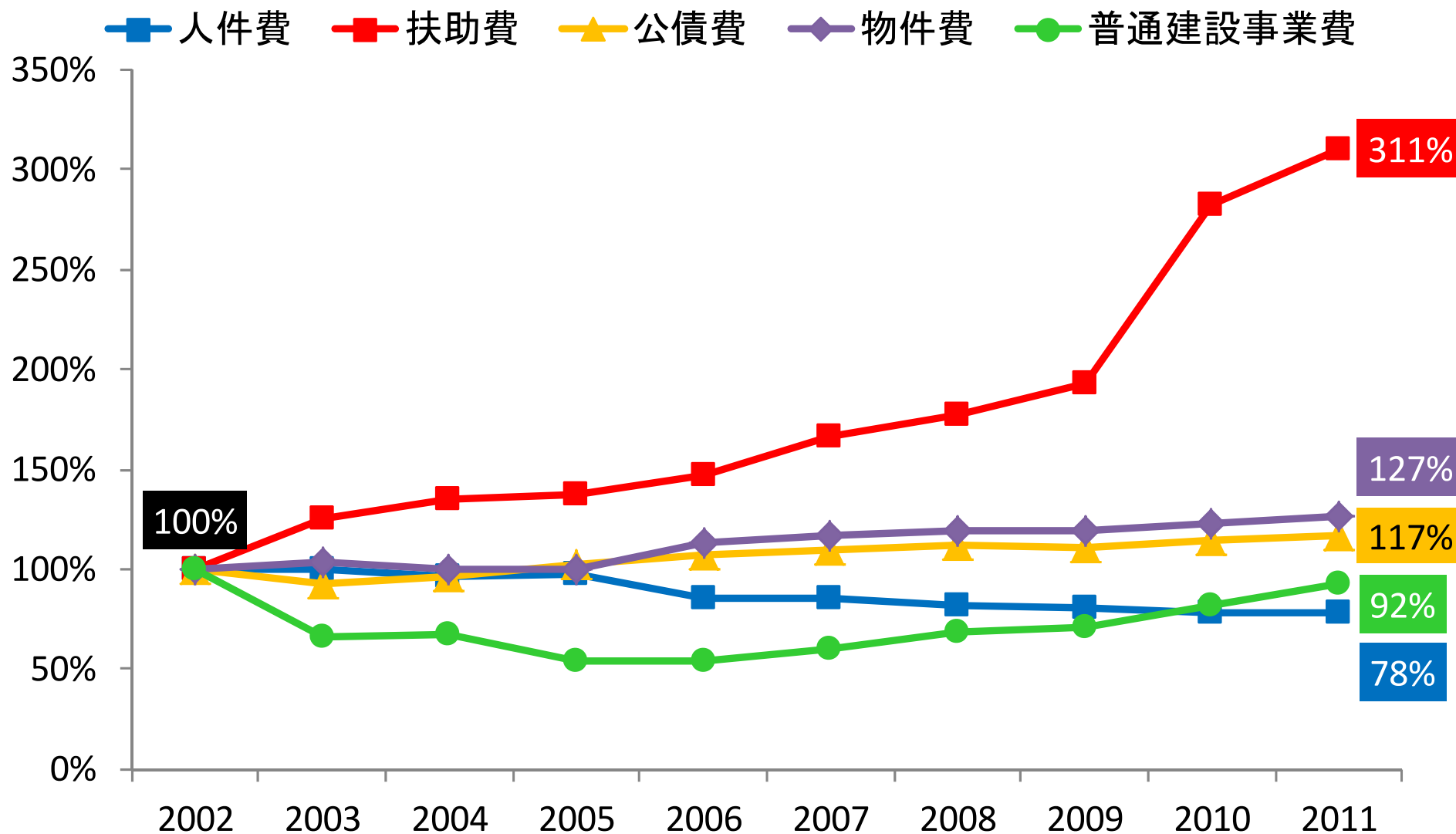
習志野市の現状



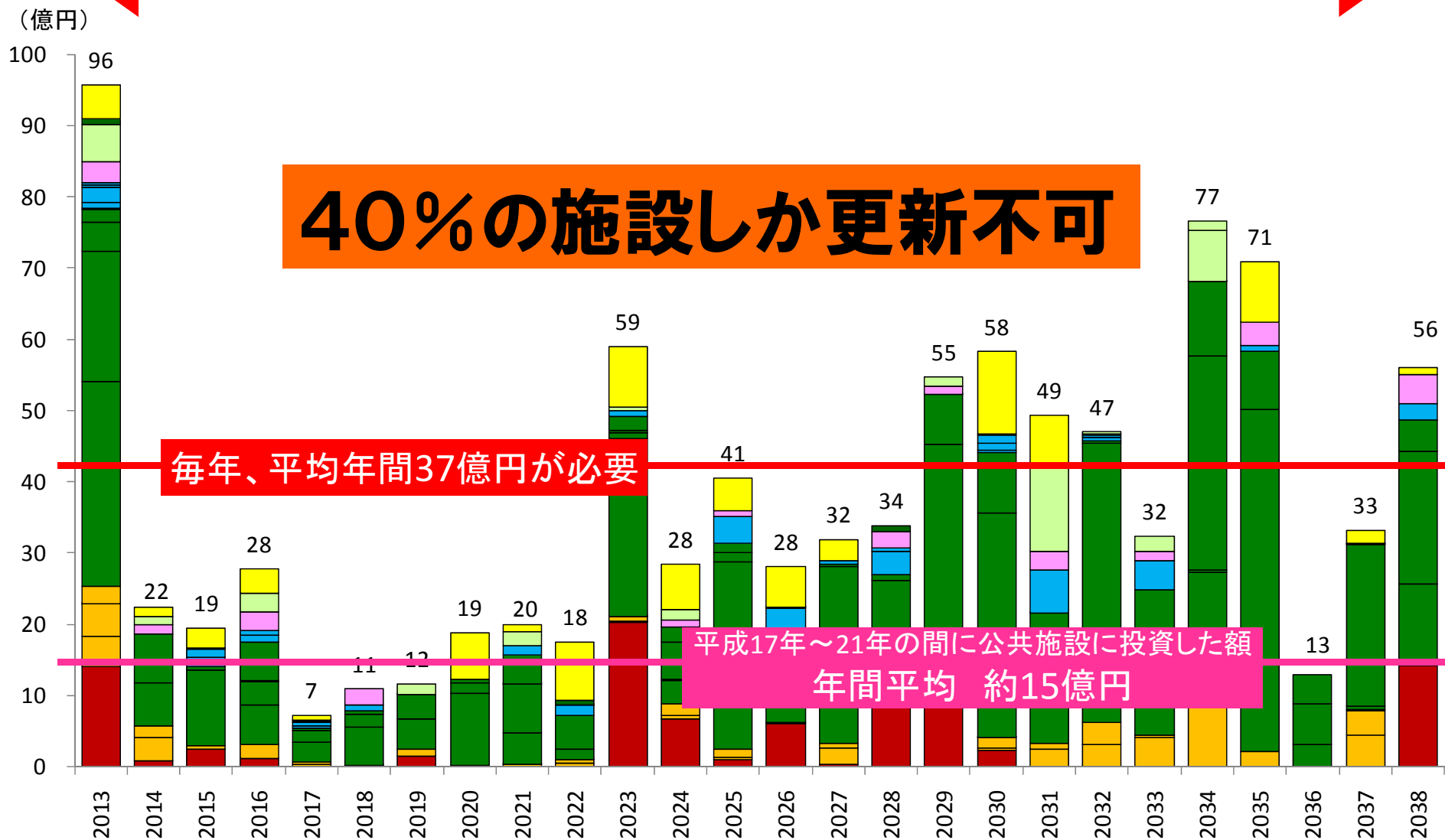
習志野市の現状

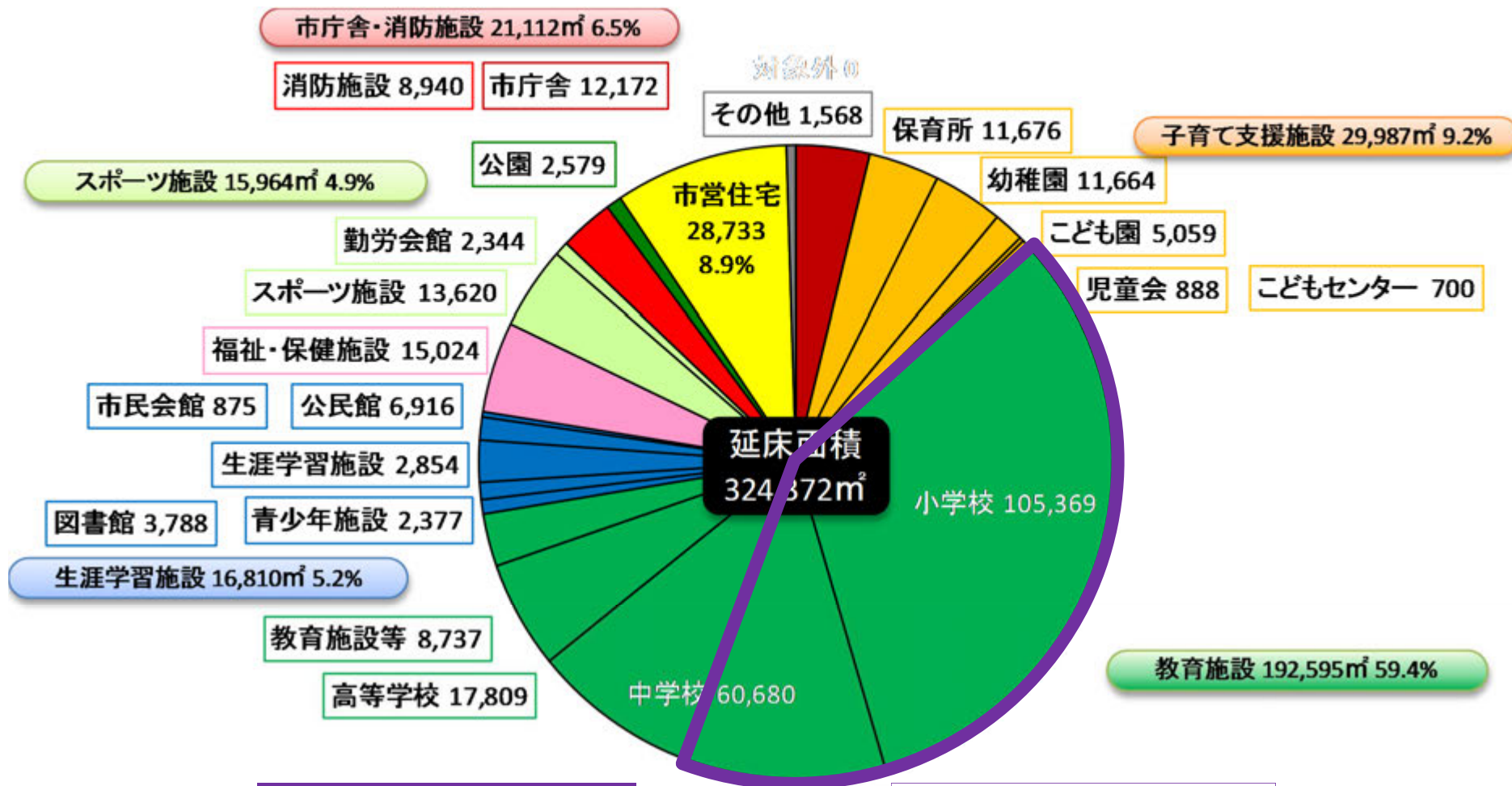


歳出割合の推移



25年間で965億円が必要





教育施設の総面積が
59.4%



40%
の施設しか更新不可

建 物



共有部分



施設の「機能」



〇〇課窓口



福祉施設

図書館

子育て支援施設

学校施設

生涯学習施設

3つの前提と7つの基本方針

【前提1】「機能」と「施設(建物)」の分離

【基本方針1】

- 施設重視から機能優先へ考え方を転換
- 単一目的での施設整備を止め、多機能化・複合化を推進

【前提2】 保有総量の圧縮

【基本方針2】

- 更新事業費を圧縮。機能は可能な限り維持する。

【基本方針3】

- 地域利用施設にかかる、更新順位は、学校を中心に考える。

【基本方針4】

- 施設再編により発生した未利用地は原則、貸付・売却で財源に。

【前提3】 施設の質的向上

【基本方針5】

- 計画的な維持保全（予防保全）による、建物の長寿命化

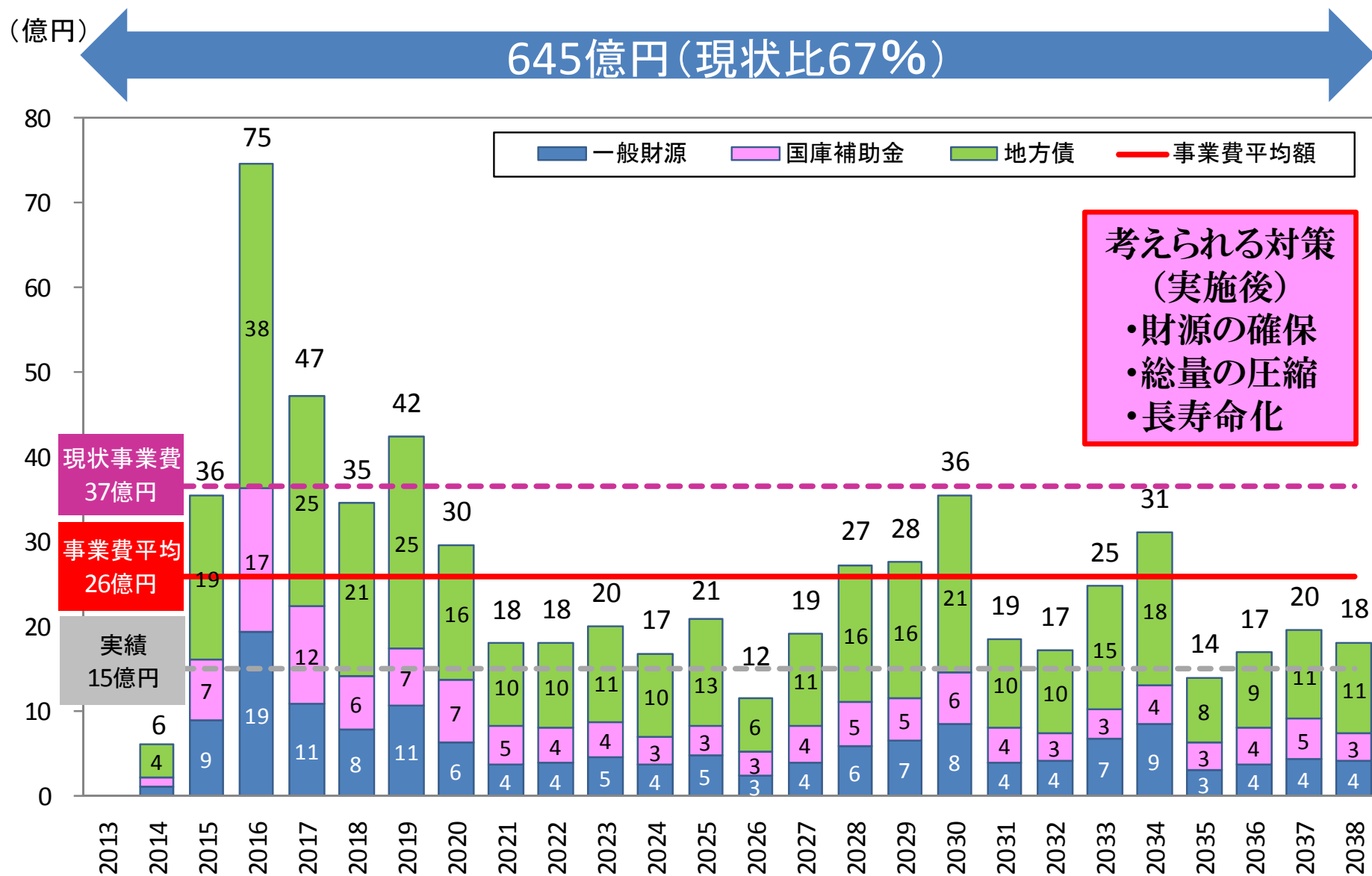
【基本方針6】

- 環境負荷低減、効率的運営など、機能・運営面での質的向上。

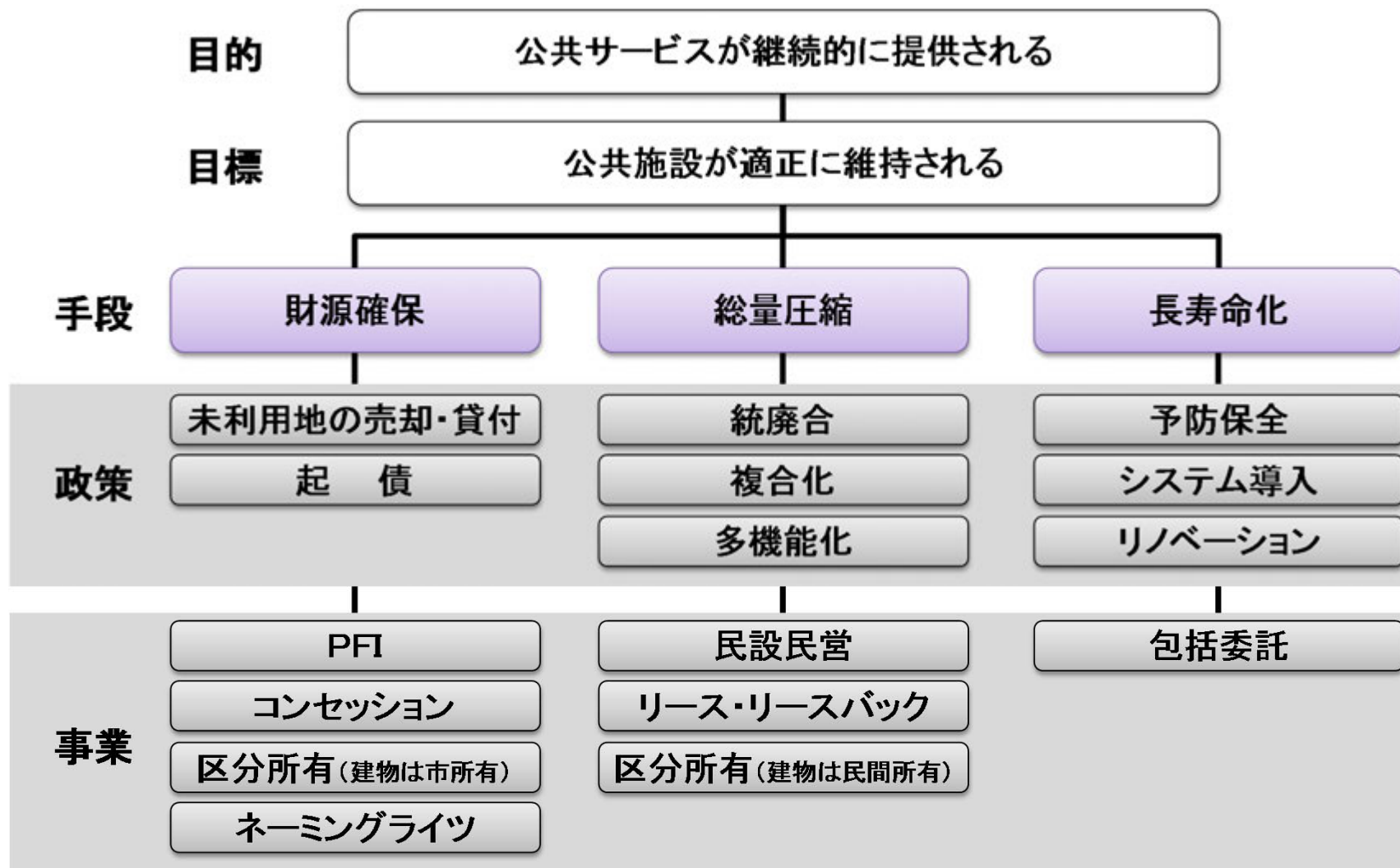
【基本方針7】

- 避難所機能を強化

公共施設の更新にかかる経費



本来の目的



公共施設再生計画は「統廃合」が目的ではない。
子や孫の世代に負担を先送りせず、より良い資産を引き継ぎたい。

市民の声

(1) 将来のまちの姿、まちづくりの方向性の提示

→市民の生活にどのように影響してくるのか？

(2) 小学校を地域の拠点とした複合化・多機能化

→本当に実現可能なのか？

→具体的にどのような案となるのか？

(3) 市民協働、民間活力の推進、地域経済への波及

→市民（利用者、近隣住民）の施設に対する関わり方

→官民連携・公民連携の具体策

→地域活性化、地域経済への影響の検証



これらを踏まえた調査を行い、
公共施設再生計画に肉づけを行うための調査。

平成26(2014)年
から
平成31(2019)年

平成32(2020)年
から
平成37(2025)年

平成38(2026)年
から
平成50(2038)年

基本構想・基本計画（市の総合的な計画）

前期

後期

公共施設再生計画

第1期

第2期

第3期

詳細な内容

見直しの可能性あり

検討の時期を目途

(1)策定にあたって

- ★期間は平成26～50年度までの25年間
- ★市の基本構想・基本計画においても、重点プログラムとして位置づけ
- ★対象となる施設について、実施する時期を計画するもの

(2)その他の計画との関わり

学校施設、子育て支援施設、生涯学習施設など、各分野を所管する計画と整合を取りながら、縦割り弊害を避けつつ、横断的に策定。

施設配置

全市利用施設

習志野市内に一つ、あるいは数施設あり、
全市民が利用する、あるいは全市民のために存在する施設

地域利用施設

コミュニティや中学校区ごとに配置され、
施設が所在する地域の市民が主に利用する施設

全市利用施設

庁舎

福祉施設

スポーツ施設

公園施設

消防

高校・その他
教育施設

ホール

施設配置の考え方

【案1】一極集中型

全市利用施設は、主に市役所を中心として一極集中型に配置する案。

現在所在している全市利用施設は、廃止となります。

【案2】エリア分散型

各地域を複数コミュニティでまとめた「日常生活圏」を全市利用施設の配置単位として考える案。

施設配置の考え方 【案2】エリア分散型

各地域を複数コミュニティでまとめた「日常生活圏」を全市利用施設の配置単位として考える案。



施設配置の考え方 【案2】エリア分散型

案2では、各「日常生活圏」に「テーマ」を設定し、全市利用施設を配置します。

谷津・JR津田沼 駅勢圏



京成津田沼 駅勢圏



実籾駅勢圏



新習志野駅勢圏



京成大久保駅勢圏



地域利用施設

公民館 生涯学習施設
青少年施設

図書館

小学校

中学校

幼稚園

保育所・こども園

放課後児童会

(1)生涯学習施設

- ・中央公民館、中央図書館として役割を果たすもののほかは、小学校の建替えに併せて複合化する。

(2)小学校の地域拠点化

- ・小学校を地域の拠点施設として位置づけ
- ・公民館、図書館等を地域の実情に合わせて、複合化する。

(3)幼稚園・こども園・保育所の検討

- ・「子ども・子育て支援計画」の策定状況により計画の修正を行う。

(4)放課後児童会

- ・学校内（合築もしくは敷地内）に施設を整備。

各コミュニティ拠点と小学校の地域拠点化



(1) 地域利用機能・生涯学習機能(公民館等)の併設→小学校複合化の3原則

- ① 児童と一般の導線を区分し教育現場の安全を守る。
- ② 管理区分を明確化する。
- ③ 特別教室等多機能化は利用者委員会を設置し、自己管理の上、学校利用を優先。

(2) 学校プールの民間利用・複数校での共同利用

→ プール設置は一部学校のみ。共同利用、民間施設あるいは県営施設を利用。

これから必要な取り組み(地域再生的視点)

㊦「機能」の精査

→多機能化・複合化、建物ではなく機能優先。

㊧データ更新サイクルの確立

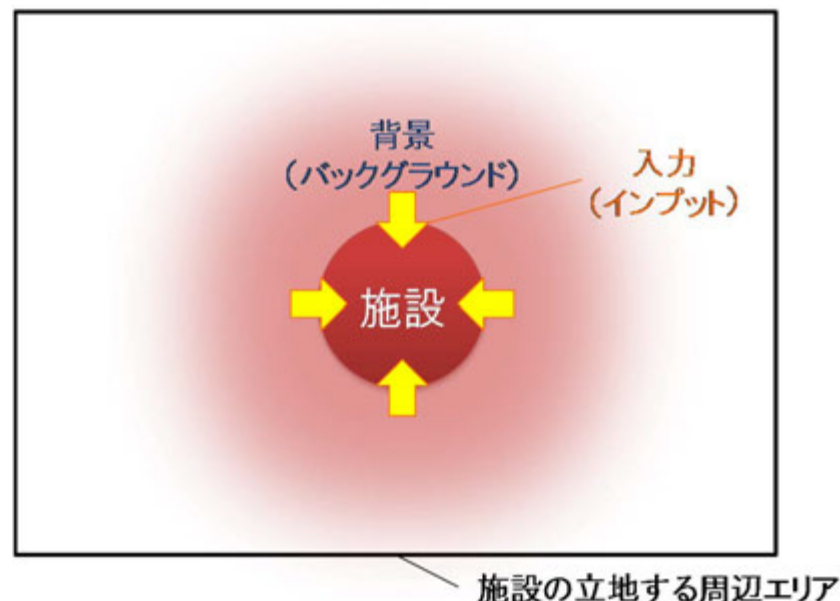
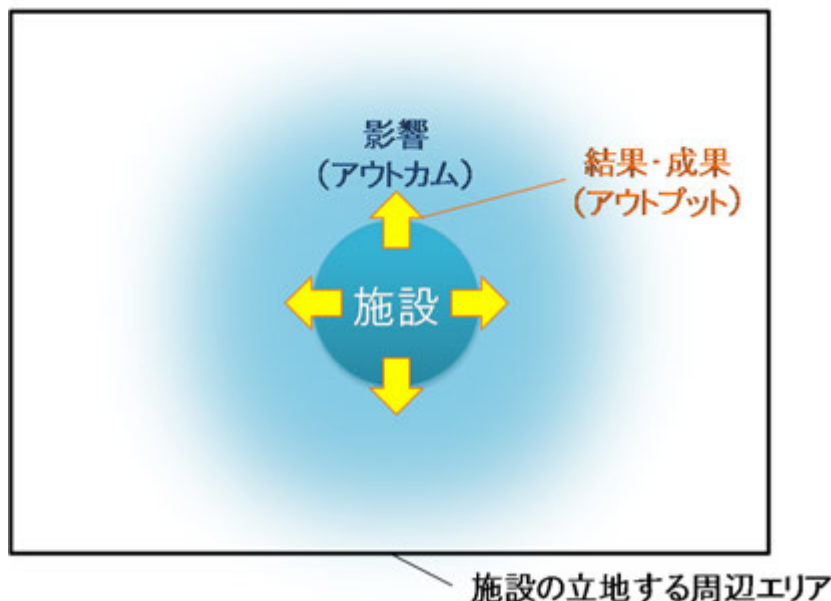
→「絵に描いた餅」にさせない。

㊨施設配置分析

→学校施設をコミュニティの核として、商業施設や金融機関など生活機能の分布も併せて考え、生活導線を便利に整理する。

㊩協働可能性調査

→施設更新に伴う民間の自立したまちづくりを育成。



事業例

「大久保地区公共施設再生」

対象施設

1977（昭和52）
屋敷公民館



1968（昭和43）
生涯学習地区センターゆうゆう館



1992（平成4）
藤崎図書館



1975（昭和50）
あづまこども会館



1966（昭和41）
大久保公民館・市民会館



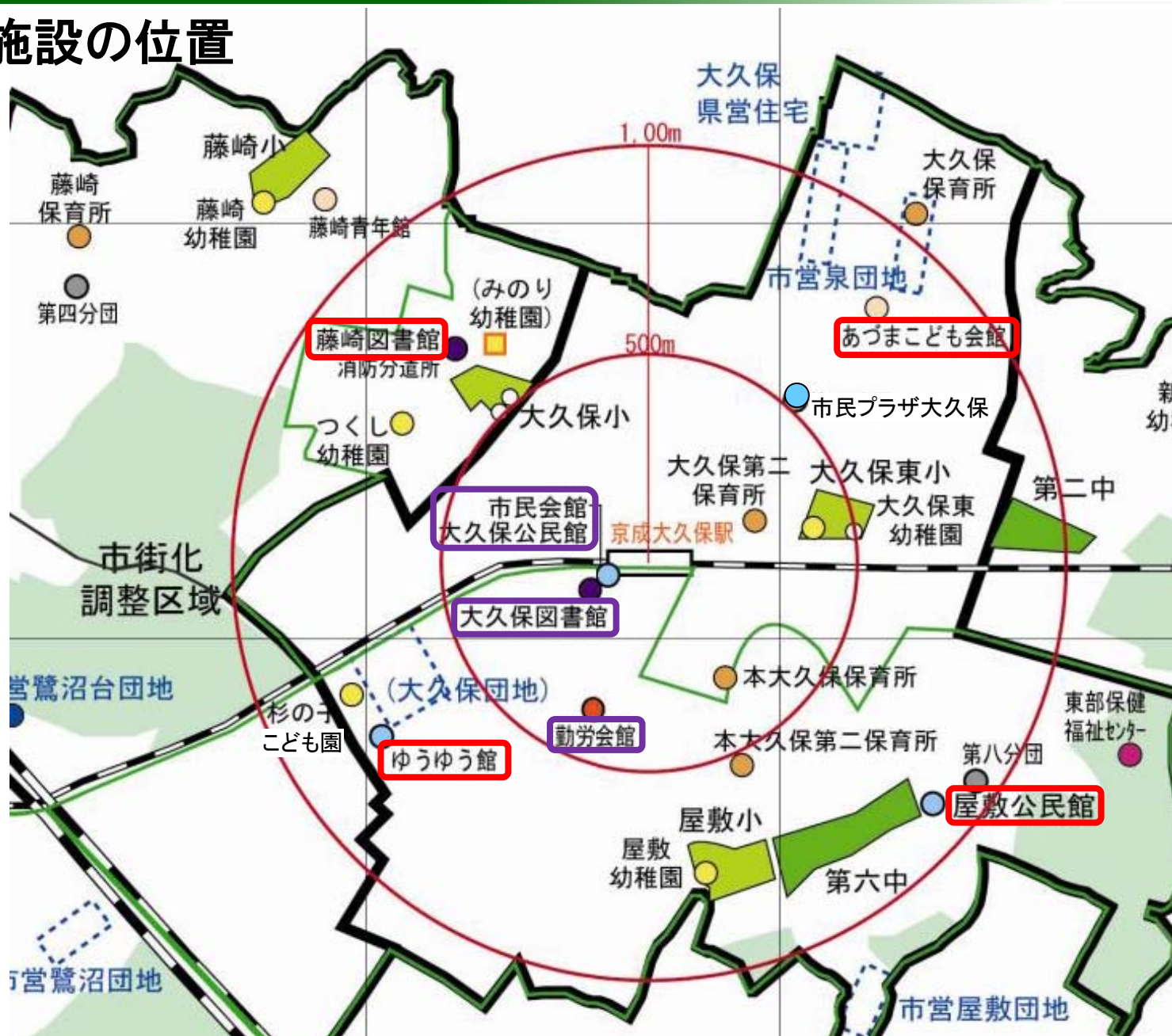
1974（昭和49）
勤労会館



1980（昭和55）
大久保図書館



対象施設の位置



市内の図書館、生涯学習施設の 「中心館」としての役割

大久保図書館

図書館

大久保公民館・市民会館

生涯学習

ホール



※参考イメージ

3つの施設と公園が結びついて 一体的に利用するエリアへ



現況は施設と公園が結びついていない

アプローチ

①

「まち」と公園をつなぐゲート

日常生活の活気と、
緑がきれいな癒しの公園をつなぐ。

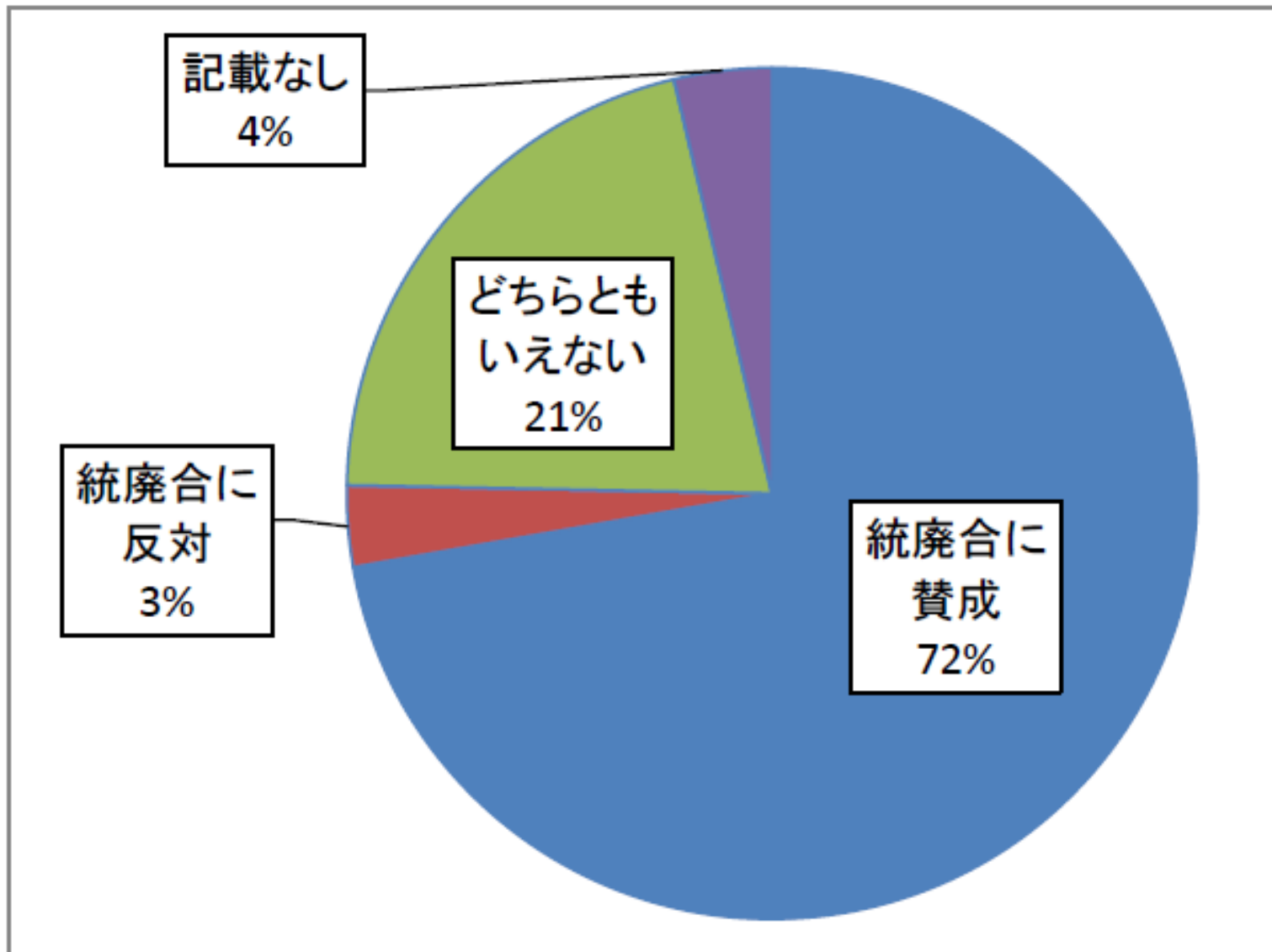
②

アプローチ動線を整理

安全のために、公民館横は
徒歩と自転車だけの通行に。
分散して配置されている、
駐車場は南側に集約し、
車両アプローチは南側に限定。



総論賛成、各論反対は本当か？



上福岡高校の跡地活用

(1)自由な発想

- 市民の生活にどのように影響してくるのか？
- 「できない理由」は後回し
- 民間に活用してもらう手もあり

(2)守るべきルール

- 本当に実現可能なのか？
- 税金を使う必要性があるか？
- スペース的な問題

(3)市民協働、民間活力の推進、地域経済への波及

- 市民・利用者・近隣住民の施設に対する関わり方
- 売り手よし、買い手よし、世間よしのPPP